

2 添付書類について



【 確認調書に記載されている被扶養者全員が必要な書類 】

| 対象者 | 提出書類 | 発行元 |
|-------------------------|---|--|
| ① 全員必須 | 令和5年度「所得証明書」[原本] ※2022年1月～12月中の収入が記載されているもの ※「所得証明書」は市区町村役場により名称が異なる場合があります ※「源泉徴収票」は不可 ※「非課税証明書」は「所得証明書」が発行されない場合に限り可 | 市区町村役場 (2023年1月1日 現在住民登録を している(いた) 市区町村役場) |

【 被扶養者の状況に応じて必要な書類 】

▼ 2022年1月～現在の状況が以下の②～⑤に該当する場合は、上記書類と併せ該当するすべての書類を添付してください。

| 対象者 | 提出書類 | 発行元 |
|---|---|--------------------|
| ② 被保険者の配偶者と 子以外の被扶養者 例) 父母/義父母/兄弟姉妹等 | 「住民票」(世帯全員が記載されたもの)[コピー可] ※2023年8月1日以降に発行されたもの(「続柄」は省略しないでください) ※被扶養者が別居(同一住所で別世帯の場合も含む)している場合は、 被保険者の世帯の「住民票」(世帯全員が記載されたもの)も添付 | 市区町村役場 |
| ③ 年金を受給している 被扶養者 受給開始または 支給額に変更のあった方 | 【2022年1月以前より受給している年金】 「年金振込通知書(ハガキ)」[コピー] または 「年金額改定通知書(ハガキ)」[コピー] ※年齢・企業・遺族・障害・私的年金等、受給しているすべての年金分が必要 ----- 【2022年1月以降に受給している年金】 「年金証書」[コピー] および 「年金決定通知書」[コピー] または「年金支給額変更通知書」[コピー] ※年齢・企業・遺族・障害・私的年金等、受給しているすべての年金分が必要 | 日本年金機構等 (年金事務所) |
| ④ 給与収入が 110万円を超える方 | 「給与支払証明書」(該当対象者分)[原本] (*ジェイティ健保のホームページからプリント可能) ※「所得証明書」の給与収入が110万円を超える、または他の収入との合計が110万円を超える方は 同封の「給与支払証明書(2023年度検認用)」を提出してください。 ※複数就業している場合は、すべての就業先からの「給与支払証明書」の提出が必要 ※本証明書に記載のある関係機関(勤務先)に、ジェイティ健保から問い合わせをする場合も ありますので予めご了承ください。 ※特定事業所にお勤めの方で短時間労働者だが、勤め先の健康保険に未加入の場合、適用対象外 となる理由を書面で求める場合があります。 | 同封 |
| ⑤ 事業収入がある被扶養者 事業(営業等・農業)収入/不動産 収入・配当・利子収入/雑収入 (年金除く)がある方 | 2022年分「確定申告書(控)」[コピー] および 2022年分「収支内訳書(控)」[コピー] または 2022年分「所得税青色申告決算書(控)」[コピー] ※「市区町村 民税・県民税申告(控)」等のコピー、申告時の書類すべてが必要 | 税務署 |

その他追加書類について

【 追加書類の提出を求める一般的な例 】

● 「所得証明書」に社会保険料控除額が記載されている場合

他の健康保険資格を有している(いた)可能性が推測されるため、「所得証明書」に記載されている社会保険料控除額に対応する保険料の納付および納付保険料の種類等が確認できる書類の提出を求めることがあります。

● 別居している被保険者の直系尊属、兄弟姉妹が「確認調書」に記載されている場合

生計維持関係を確認するため、銀行口座「振込依頼書」(控)[コピー]等、直近の連続した12ヵ月分(2022年8月～2023年7月)の提出を求めることがあります。

※ただし、被保険者が単身赴任により別居している場合を除く

● その他、上記以外の追加書類(「戸籍謄本」等)を求めることがあります。